産婦健康診査を長野県外の医療機関等で受診する方へ

岡谷市役所健康推進課

里帰りなどの理由により、長野県外の医療機関等で産婦健康診査を受けた場合、産婦健康診査料(保険 適用外)の一部を助成いたします。

助成対象の産婦健康診査(2回以内)終了後、以下の書類をご提出ください。

|**必要書類**| 書類は、産婦健康診査を受診した日の属する年度の末日までにご提出ください。

1. 岡谷市産婦健康診査県外受診補助金	請求額は未記入で結構です。
交付申請書兼請求書(様式第1号)	振込先は受診者本人名義の口座としてください。(本人以外
	の場合は「委任状」が必要です。)
2. 産婦健康診査受診票(補助券)	受診した機関で健診結果(医療機関記入欄、請求書欄に示す
※ 検査結果記載済	医療機関番号、所在地、名称、医療機関の長、印、及び裏面
	問診結果)を記入済みのもの
3. 医療機関発行の領収書 (原本)・診療	原本は、確認後お返しいたします。
明細書 (ある場合のみ)	

手続きに関する注意事項

- 1 産婦健康診査受診票(補助券)は、紛失しないようご注意ください。紛失した場合は、お支払いできない場合があります。
- 2 支払い上限額は1回5,000円(1人2回分まで)になります。
- 3 産婦健康診査受診票には、受診医療機関による受診結果の記載が必要です。必要な産婦健康診査項目を全て受診していない場合や、健診結果が全て記入されていない場合は、助成の対象外となります。 受診の際は、別紙医療機関宛通知書を提示し、内容を確認していただいた上で、受診してください。
- 4 医療機関が用意する別様式の受診票を使用した場合でも、必要な健診結果が全て記載されている場合は、岡谷市で交付した未記載の産婦健康診査受診票とあわせて提出することで、申請が可能です。
- 5 領収書は、受診者の氏名や医療機関名、受診年月日が確認できるものを提出してください。
- 6 岡谷市外に住民票を異動した後に受診した場合は、このサービスを受けることはできません。転入 先の市町村へお問合せください。

【書類の提出先(お問合せ先)】

〒394-8510 岡谷市幸町8番1号

電話 0266-23-4811 (内線)1184 岡谷市役所健康推進課 保健指導担当